

## 新たな技能実習制度と建設・造船就労活動の関係

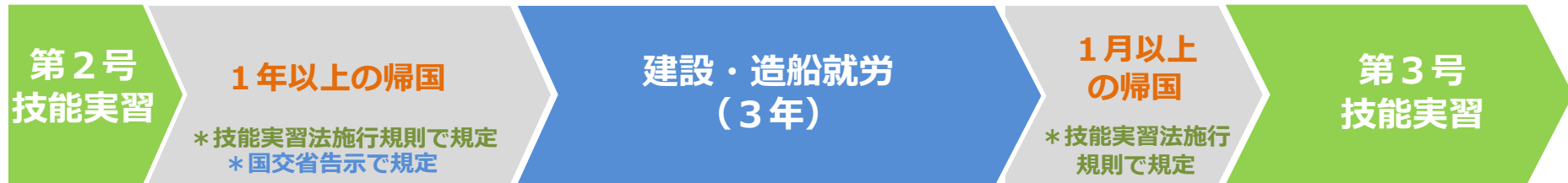
- **第2号技能実習の終了後、建設・造船就労活動を行い、その後に第3号技能実習を行おうとする者**については、技能実習法施行規則上のいわゆる帰国要件が同規則附則第4条により読み替えられ、
  - ・ 第2号技能実習の終了後本国に1月以上1年未満帰国してから建設・造船就労活動を開始し、かつ、当該活動の終了後本国に1年以上帰国してから第3号技能実習を開始すること又は
  - ・ 第2号技能実習の終了後本国に1年以上帰国してから建設・造船就労活動を開始し、かつ、当該活動の終了後本国に1月以上帰国してから第3号技能実習を開始することが第3号技能実習計画の認定を受けるための要件となります（2頁のI参照）。
- **平成29年11月1日時点で、旧建設告示又は旧造船告示による申請・認定がなされている適正監理計画等に基づき、平成30年3月31日以前に建設・造船就労活動を開始した者**については、3頁の「経過措置の対象者について」のとおり、帰国要件について、経過措置が設けられています。
- なお、第2号又は第3号技能実習の終了後、建設・造船就労活動を行おうとする場合には、新建設告示又は新造船告示で定められた帰国期間を経る必要があります（2頁のI・II参照）。詳しくは、国土交通省のHPに掲載されているガイドライン等をご参照ください。

# 新たな技能実習制度と建設・造船就労活動の関係

## I 第2号技能実習終了後に建設・造船就労活動に移行する場合



経過措置あり (次頁)



## II 第3号技能実習終了後に建設・造船就労活動に移行する場合



